

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令規制の名称：国内希少野生動植物種の追加規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室評価実施時期：令和6（2024）年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

・規制拡充にかかる遵守費用としては、申請者による許可申請等の手続きにかかるコスト、行政費用としては、許可申請等の審査等にかかる事務処理コストが想定され、それぞれ令和5年度実績に基づき算出したところ、遵守費用は年間約202,711円、行政費用としては年間約941,641円と想定される。当該状況を鑑みると、遵守費用と行政費用の合計が10億円以上となることは到底見込めない。また、個々の規制対象者の遵守費用としては、1件あたり平均約8,930円と想定され、1万円未満と見込まれる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2—①） ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの（様式2—①）

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条に基づき、国内希少野生動植物種に10種を追加指定する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日公表）では、計3,772種の野生動植物が絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類又はⅡ類のカテゴリー）と評価されており、我が国に生息する多くの種が絶滅の危機に瀕している。
 - ・これらの減少要因としては、開発等による生息・生育環境の悪化や捕獲・採取、人の踏みつけ等の人為的なものが挙げられている。
 - ・法では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として指定し（現在448種）、その捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）、譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り）を禁止し、種の保存を図っている。
 - ・国内希少野生動植物種の追加については、選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、進めてきたところ。
 - ・上述の実態調査等により野生動植物10種（※）について、必要な生息・生育情報が得られ、これらの野生動植物種を指定しない場合には、当該種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があるとして認められた。
- ※一部の種については、環境省レッドリスト2020公表後に新種として学術論文に記載された種であるため当該リストには掲載されていないが、令和6年に開催された有識者からなる環境省レッドリスト分科会において絶滅危惧種相当と評価されたことを踏まえ、対象種としている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・法の国内希少野生動植物種を10種追加し、そのうち3種は特定第一種国内希少野生動植物種、3種は特定第二種国内希少野生動植物種とする。
- ① 国内希少野生動植物種（捕獲等、譲渡し等、輸出、販売目的の陳列又は広告を禁止）
10種追加
 - ② 特定第一種国内希少野生動植物種（捕獲等の禁止、譲渡し又は引渡しを伴う事業の届出）
3種追加 ※①の内数
 - ③ 特定第二種国内希少野生動植物種（販売又は頒布の目的での捕獲等や譲渡し等及び陳列又は広告の禁止並びに輸出の禁止）
3種追加 ※①の内数

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

当該10種の捕獲等、譲渡し等、輸出を規制することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回

避し、種の保存を図ることができるため、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。国内希少野生動物植物種のうち、これまで生息・生育環境の改善等により指定を解除した種は2種であり、現在保全の取組を実施している国内希少野生動物植物種についても一部の種で回復傾向が見られている。このように、今後、当該10種についても国内希少野生動物植物種に追加することで、種の絶滅の回避が期待できる。

3 負担の把握

【新設・拡充】

< 遵守費用 >

(許可申請・届出手続きにかかるコストについて)

・追加指定種については、国内希少野生動物植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出について許可申請等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。ただし、許可要件は、学術研究や繁殖等の目的に限られており、国内希少野生動物植物種(特定第二種国内希少野生動物植物種37種を除く。)の捕獲等、譲渡し等の年間の許可申請件数等は令和5年度実績で年間157件、1種当たりの平均は約2.6件/年である。今回、国内希少野生動物植物種(特定第二種国内希少野生動物植物種を除く。)は7種指定することから、新たに発生が見込まれる許可申請件数は年間約18.2件である。また、法第30条各項に基づく特定第一種国内希少野生動物植物種(64種)にかかる特定国内種事業に関する届出件数は、令和5年度実績で年間93件、1種当たりの平均は約1.5件/年である。したがって、今回の追加指定で今回、特定第一種国内希少野生動物植物種は3種指定することから、新たに発生が見込まれる許可申請件数は年間約4.5件である。

・これらの事務について、仮に許可申請事務又は届出事務1件あたり5時間を要するとした場合には、時給1,786円(285,700円(※1)÷20日÷8時間)として、「申請等手続きに要する費用×申請・届出等件数」の年間約202,711円の遵守費用が生じることとなる。

・なお、令和5年度の国内希少野生動物植物種(特定第二種国内希少野生動物植物種を含む。)の輸出に係る認定書交付申請件数については0件であり、手続きが発生することは稀である。

(※1)厚生労働省「令和5年度賃金構造基本統計調査 第5-1表 産業、年齢階級別賃金及び対前年増減率(サービス業(他に分類されないもの))」を基に、平均月額給与を285,700円とした。

< 行政費用 >

(許可申請等審査等にかかるコストについて)

・現在、国内希少野生動物植物種の捕獲等に関する許可申請等手続きは、環境省の地方支分部局である各地方環境事務所及び自然環境事務所で実施しており、譲渡し等及び輸出入に関する許可申請等手続きは環境省自然環境局野生生物課にて実施している。国内希少野生動物植物種(特定第二種国内希少野生動物植物種37種を除く。)の捕獲等、譲渡し等の年間の許可申請件数等は令和5年度実績で年間157件、1種当たりの平均は約2.6件/年である。今回、国内希少野生動物植物種(特定第二種国内希少野生動物植物種を除く。)は7種指定することから、新たに発生が見込まれる許可申請件数は年間約18.2件である。また、法第30条各項に基づく特定第一種国内希少野生動物植物種(64種)にかかる特定国内種事業に関する届出件数は、令和5年度実績で年間93件、1種当たりの平均は約1.5件/年である。したがって、今回の追加指定で今回、特定第一種国内希少野生動物植物種は3種指定することから、新たに発生が見込まれる許可申請件数は年間約4.5件である。

・これらの事務について、仮に申請・届出事務の処理1件当たり2人日要するとした場合には、1人日約20,741円(414,801円(※2)÷(20日))として、約941,641円の行政費用を要することとなる。

・なお、特定第二種国内希少野生動物植物種の販売又は頒布の目的での捕獲、譲渡し等は、法第10条第1項及び第13条第1項に基づき、許可の対象外であるため許可申請にかかるコストは発生しない。

・また、令和5年度の国内希少野生動植物種（特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）の輸出の認定書の交付については0件であり、手続が発生することは稀である。

（※2）人事院「令和6年国家公務員給与等実態調査の結果」の平均給与月額より、平均月額を414,801円とした。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

その他

（具体の理由：絶滅のおそれのある野生動植物の駆け込み採集等の懸念が大きく、国内希少野生動植物種への指定に関する情報は厳重に管理する必要があるため。ただし、指定の妥当性を科学的見地から判断するため、指定にあたっては法第4条第7項に基づき、専門の学識経験者からの意見聴取を行っている。）

<関連する会合の名称、開催日>

<関連する会合の議事録の公表>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

<上記以外の法令案>

・当該規制については、施行から5年後（令和12年）に事後評価を実施する。